

議第78号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月20日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
1 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号） 第10条第1項又は同法第10条の2 第1項若しくは第3項から第5項まで の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の 交付	（略）	1 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号） 第10条第1項、同法第10条の2第 1項若しくは第3項から第5項まで又は 同法第126条の規定に基づく戸籍 の謄本又は抄本の交付	（略）
1の2 戸籍記録事項 証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づ く磁気ディスクをもって調製された戸 籍に記録されている事項の全部又は一 部を証明した書面の交付		1の2 戸籍証明書交 付手数料	戸籍法第120条第1項、同法第12 0条の2第1項又は同法第126条の 規定に基づく戸籍証明書の交付	
			1の3 戸籍電子証明 書提供用識別符号の発	戸籍法第120条の3第2項の規定に 基づく戸籍電子証明書提供用識別符号	戸籍電子証明書提供 用識別符号1件につ

改 正 前			改 正 後		
			<u>行手数料</u>	<u>の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>	<u>き 400円</u>
2 戸籍記載事項証明手数料	戸籍法第10条第1項又は同法第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した	(略)	2 戸籍記載事項証明手数料	戸籍法第10条第1項、同法第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は同法第126条の規定に基づ	(略)

改正前			改正後		
	事項に関する証明書の交付			く戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	
3 除籍謄抄本交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条から第10条の4までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)	3 除籍謄抄本交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条から第10条の4まで又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	(略)
3の2 除籍記録事項証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付		3の2 除籍証明書交付手数料	戸籍法第120条第1項、同法第120条の2第1項又は同法第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	
			3の3 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

改 正 前			改 正 後		
				<u>方法により行われた場合に限る。)</u> における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
4 除籍記載事項証明手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条から第10条の4までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	(略)	4 除籍記載事項証明手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条から第10条の4まで又は <u>同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</u>	(略)
5 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	(略)	5 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは <u>同法第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規</u>	(略)

改 正 前			改 正 後		
				<u>定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>	
6 届書その他の書類の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円	6 届書その他の書類の閲覧手数料	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橿原市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付に係る手数料を徴収する事務及び金額を定める等、所要の改正を行うもの